

## かかりつけ医機能報告制度について

### 1 趣 旨

- 今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度。令和5年5月の法改正により創設、令和7年4月1日から施行。

### 2 概 要

- 各医療機関は、慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、県へ報告〔県内の対象医療機関：特定機能病院（岐阜大学医学部附属病院）と歯科医療機関を除く病院と診療所約1,700機関〕。
- 県は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 県は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表。

### 3 スケジュール

R7 上半期	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関への厚生労働省ガイドライン等の周知</li> <li>協議の場の検討</li> </ul>
R7. 12月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関への定期報告依頼 (医療機能情報提供制度の案内と併せて実施)</li> </ul>
R8. 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関からの報告</li> <li>県による体制の有無の確認</li> </ul>
R8. 4～6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告内容の集計・分析及び報告内容等の公表</li> </ul>
R8. 7～9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議の場での協議</li> </ul>

# かかりつけ医機能が発揮される制度整備

## 趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心に取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、**複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの**地域医療構想や地域包括ケアの取組**に加え、**かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める**必要がある。**
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
  - 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、
  - 地域の実情に応じて、**各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化**することで、**地域において必要なかかりつけ医機能を確保**するための制度整備を行う。

## 概要

### (1)医療機能情報提供制度の刷新(令和6年4月施行)

- かかりつけ医機能(「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義)を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

### (2)かかりつけ医機能報告の創設(令和7年4月施行)

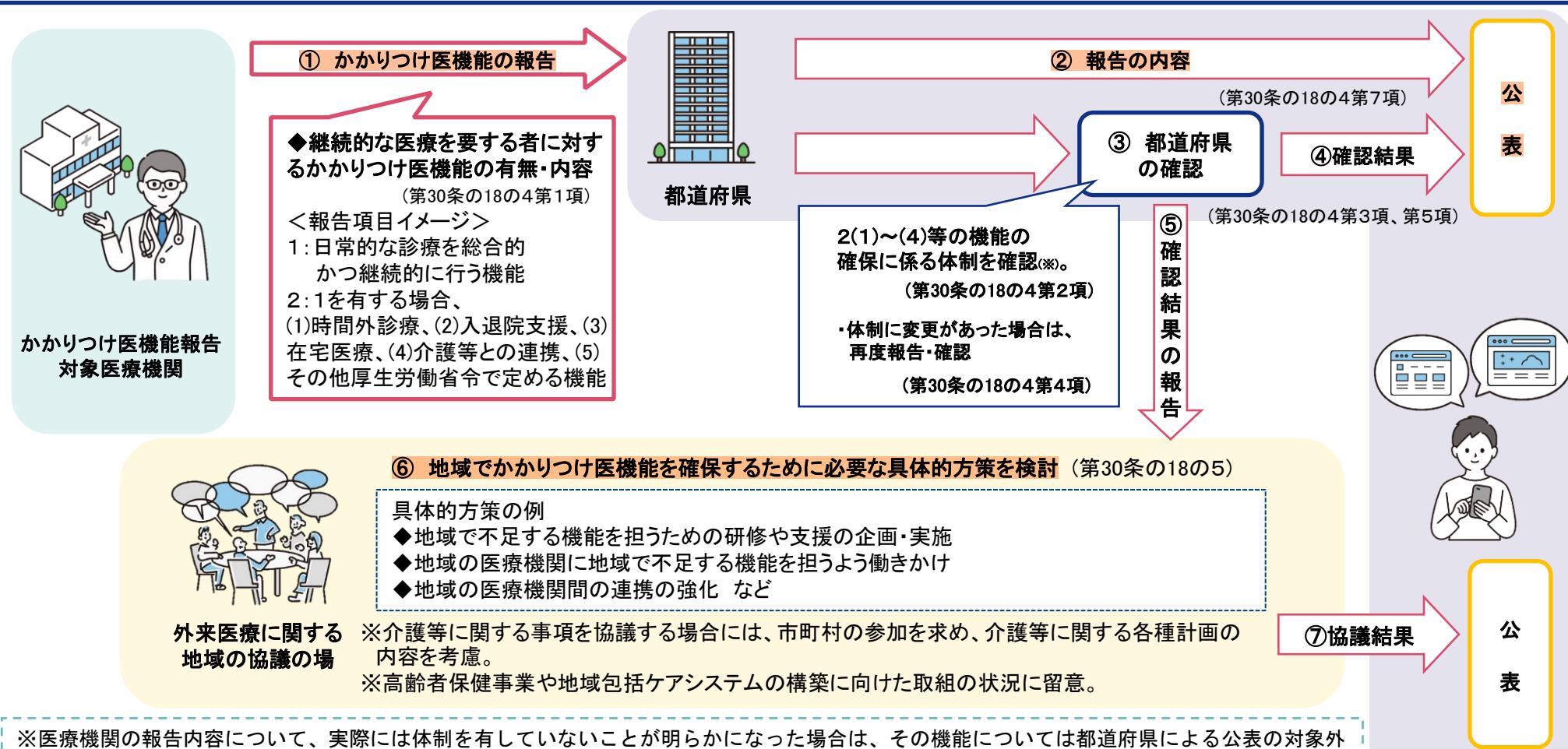
- 慢性疾患有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能(①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など)**について、各医療機関から都道府県知事に報告を求めることする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、**外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表**する。

### (3)患者に対する説明(令和7年4月施行)

- 都道府県知事による(2)の確認を受けた医療機関は、慢性疾患有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

## かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



# かかりつけ医機能報告制度施行後の当面のスケジュール

かかりつけ医機能報告制度の施行後の当面のスケジュールは以下のとおりです。

